

四日市市告示第 4 7 9 号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱（平成 2 6 年四日市市告示第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附に係る事務処理)</p> <p>第 1 5 条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの<u>法第 2 0 条</u>の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月 7 日（その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。</p> <p>2 省令第 1 2 条の 9 に定める寄附の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当等の額（<u>法第 2 1 条</u>又は<u>第 2 2 条</u>の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額。）</p>	<p>(寄附に係る事務処理)</p> <p>第 1 5 条 請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの<u>法第 2 2 条の 2</u>の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月 7 日（その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附がされるものとする。</p> <p>2 省令第 1 2 条の 9 に定める寄附の申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当等の額（<u>法第 2 2 条の 3</u>又は<u>第 2 2 条の 4</u>の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除</p>

のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

### 3 及び 4 (略)

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第 16 条 請求者等からの法第 21 条の 3 の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月 10 日 (その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日) までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第 12 条の 10 に定める申出書 (以下この条において「申出書」という。) が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額 (法第 20 条の規定に基づく寄附金額又は法第 22 条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。) のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

した額。) のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

### 3 及び 4 (略)

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第 16 条 請求者等からの法第 22 条の 3 の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月 10 日 (その日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日) までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第 12 条の 10 に定める申出書 (以下この条において「申出書」という。) が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額 (法第 22 条の 2の規定に基づく寄附金額又は法第 22 条の 4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。) のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 及び 4 (略)

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第 17 条 市長は、法第 22 条の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（第 19 号様式）を特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当等の額（法第 20 条の規定に基づく寄附金額又は法第 21 条の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

3 及び 4 (略)

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第 17 条 市長は、法第 22 条の 4の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（第 19 号様式）を特別徴収の対象者に予め送付するものとする。

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当等の額（法第 22 条の 2の規定に基づく寄附金額又は法第 22 条の 3の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

第 1 号様式を次のように改める。

四日市市長

児童手当  
特例給付  
認定に関する請求書・届

1. 認定請求書
2. 額改定認定請求書（増額）
3. 額改定届（減額）
4. 金融機関変更届
5. ( ) 変更届

太ワクの中のみ記入してください。

										提出年月日		平成	年	月	日							
										事由の発生した年月日 (提出事由が2, 3の場合)		平成	年	月	日							
										職業		勤務先										
										加入年金の種類		1. 厚生 2. 共済 (被用者) 3. 国民 4. その他 (非被用者)										
フリガナ																						
氏名 (法人名等)										㊟												
個人番号																						
生年月日		大・昭・平			年		月		日		性別		男・女									
住所 (法人の主たる事務所の所在地)										四日市市 (方書 ) TEL - -												
前住所																						
前市区町村へ届出した転出予定日				平成			年		月		日		四日市市へ転入した異動日		平成		年		月		日	
配偶者		有・無		氏名		(生年月日 S・H 年 月 日)				職業		勤務先										
		同居 別居		別居の場合の住所						TEL - -												
扶養親族等及び児童の数				<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		人				うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数				<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		人						
受取希望金融機関 <請求者名義に限る>		銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所		普通		店番		口座番号		口座名義人(カタカナ)										
認定の場合は、 額改定の場合は、 増減する児童		氏名		続柄		生年月日		同居 別居		監護の 有・無		生計 関係		別居の場合の住所 (海外留学の場合は出国年月)		児童との 関係		区分				
						H .		同・別		有・無		同一 維持		出国年月:平成 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		3 小 中 高				
						H .		同・別		有・無		同一 維持		出国年月:平成 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		3 小 中 高				
						H .		同・別		有・無		同一 維持		出国年月:平成 年 月		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		3 小 中 高				

- ①厚生年金等に加入している・・・請求者（受給者）の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
- ②児童が市内で別居している・・・別居監護申立書
- ③児童が市外で別居している・・・別居監護申立書・その児童の属する世帯全員の住民票の写し（全部記載）
- ④請求者の子でない児童を養育している（※1を除く）・・・養育申立書（里親の場合は別様式で認定請求）
- ⑤請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合  
 ・・・・請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数について市町村長の証明書

※1 請求者が父母指定者・未成年後見人の場合

※2 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合

※3 児童が海外に留学している場合

※4 下記注意『9』の後段に該当する児童があった場合

こども保健福祉課へお問い合わせください。

#### 注意

- 1 この請求が認定された場合、原則として請求月の翌月分から手当が支給されます。
- 2 「事由の発生した年月日」の欄は、提出事由が「2. 額改定認定請求書（増額）」又は「3. 額改定届（減額）」のみ、事由の発生した年月日を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 請求者が個人であり、かつ本人確認ができた場合のみ、12桁の個人番号を記入してください。
- 5 「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 6 「職業・勤務先」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入年金の種類」、「扶養親族等及び児童の数」、の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 「加入年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における加入年金の状況について、該当するものを○で囲んでください。
- 8 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業・勤務先」及び「個人番号」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。また、「有」を選んだ場合で、配偶者が別居しているときは、配偶者の住所も記入してください。  
 なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 9 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
 なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
 いずれもない場合は、□無に☑をしてください。
- 10 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。  
 ※支給対象となる児童は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者となります。
- 11 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。

#### 備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

第18号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

住所

氏名（法人名等） 様

四日市市長 印

児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

児童手当法第21条 第1項・第2項 の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり児童手当（特例給付）から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

記

徴収（支払）の内容

児童の氏名	児童手当等から徴収する（支払う）費用	徴収期間	備考

担当： 課  
TEL

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様

四日市市長

印

### 保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

#### 記

##### 1. 対象児童

児童の氏名

##### 2. 徴収内容

児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
年6月分	円 ( 月分保育料)	
年10月分	円 ( 月分保育料)	
年2月分	円 ( 月分保育料)	
年6月分	円 ( 月分保育料)	

この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に審査請求することができます。

また、決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求による裁決の通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に四日市市を被告として（訴訟においては四日市市を代表する者は四日市市長となります。）提起することができます。ただし、（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続きにより生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。



附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)